

名古屋市交通局管理規程第6号

交通局被服規程（昭和46年名古屋市交通局管理規程第21号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

名古屋市交通局長 折戸秀郷

別表第1(3)中「ワンタッチ式」を「結びネクタイ型」に改める。

別表第2(1)中

「

外とう（別表第4(2)に定める職員に限る。以下本表において同じ。）	4月	—	—	—	—	—	—	—
-----------------------------------	----	---	---	---	---	---	---	---

」

を

「

外とう（別表第4(2)に定める職員に限る。以下本表において同じ。）	4月	—	1着	—	—	—	—	—
-----------------------------------	----	---	----	---	---	---	---	---

」

に改める。

別表第2(2)備考第7項中「係員」を「職員」に改める。

別表第3(1)中「自動車運転課長」の次に「、電車部担当課長（地下鉄運輸業務に関する総合調整）」を加え、「自動車運転課（指導）」を「自動車運転

課課長補佐（指導）」に改める。

別表第3(2) 技術制服1種の項中「人材育成課技術研修担当・技術管理課」を「技術管理課」に改め、同表技術制服2種の項中「電気事務所副所長」を「人材育成課課長補佐（技術研修）」に改め、「課長補佐」を削り、「係員」を「職員」に改め、「運輸主事」の次に「施設計画課計画担当の事務職員、別に定める業務に従事するデジタル推進課の職員」を加え、「業務技師・業務士」を「業務技師・業務士」に改め、同表技術制服3種の項中「電車車両清掃業務、営業所」を「営業所」に改める。

別表第4(1) 中「技術本部長」の次に「安全監理部長」を、「自動車部長」の次に「人材育成課長」を、「自動車運転課長」の次に「電車部担当課長（地下鉄運輸業務に関する総合調整）」を、「管理課」の次に「路線計画課」を加える。

別表第4(2) 中「東山線駅務区の区長」を「人材育成課長、運輸課長、駅務課長、電車運転課長、自動車運転課長、電車部担当課長（地下鉄運輸業務に関する総合調整）、人材育成課課長補佐（電車研修）、人材育成課課長補佐（自動車研修）、駅務課課長補佐（計画）、電車運転課課長補佐（計画）、電車運転課課長補佐（運転）、自動車運転課課長補佐（運転サービス）、駅務課課長補佐（指導）、自動車運転課課長補佐（指導）、運輸課課長補佐（地下鉄運輸業務に関する総合調整）、自動車運転課課長補佐（接遇・安全対策）、人材育成課の運輸主事、駅務課・電車運転課の運輸主事、管理課・路線計画課・自動車施設課・自動車運転課の運輸主事、東山線駅務区の区長」に改め、「自動車運転課の運輸主事（別に定める業務に従事する職員に限る。）」を削る。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規程による改正前の交通局被服規程の定めるところにより貸与されているネクタイについては、施行日以後においても着用することができるものとし、貸与期間は、なお従前の例による。